

■日本国憲法（昭和二十一年十一月三日憲法）

第九十条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

■会計検査院法（昭和二十二年四月十九日法律第七十三号）

第一条 会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する。

第二十条 会計検査院は、日本国憲法第九十条の規定により国の収入支出の決算の検査を行う外、法律に定める会計の検査を行う。

2 会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る。

3 会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする。

■185-参-決算委員会-1号 平成 25 年 11 月 25 日

○小西洋之君 会計検査院法二十条三項でございますけれども、仮に、我が国のどこかの役所が憲法に違反するような支出を行っていた場合、それはこの二十条三項の合規性の観点から検査院の検査の対象になるのでしょうか。

○会計検査院長（河戸光彦君） 仮に憲法に違反する行政の支出があった場合は、合規性の観点からの検査対象となり得ると考えております。

■189-参-決算委員会-6号 平成 27 年 04 月 20 日

○小西洋之君 一般論として、行政の支出が憲法違反か否かは会計検査院が主体的に判断するのでしょうか。

○会計検査院長（河戸光彦君） 一般論といたしまして、合規性の観点からの検査に当たりましては、関係法令等を所管している府省の見解を聴取したり、関係する判例等の内容を検討したりするなどした結果、会計検査院として、誤った法令解釈に基づいて行政の支出がなされていると判断される場合には、合規性の観点から指摘することもあり得ると考えております。これは、行政の支出が憲法違反か否かについて検討する場合であっても同様であると考えております。

国家公務員法の一部を 改正する法律案（定年制度） 想定問答集

【問46】

問四十六 「法律に別段の定めのある場合を除き」としている理由及び具体例いかな。

答 今回の定年制度法案は、現在法律により定年が定められている職員については、それぞれの法律によることとして、適用対象から外すという考え方を採っているので、「法律に別段の定めのある場合を除き」と規定している。具体例としては、検察官（検察庁法第二十二条により定年が定められている。）及び大学教員（教育公務員特例法第八条により大学管理機関が停年を定めることとされている。）がある。

【問47】

問四十七 検察官、大学の教員については、年齢についてのみ特例を認めただのか。それとも全く今回の定年制度からはずしたのか。

答 定年、特例定年、勤務の延長及び再任用の制度の適用は除外されることとなるが、第八十一条の五年に関する事務の調整等の規定は、検察官、大学の教員についても適用されることとなる。

(問44) 内閣総理大臣による任命は、更迭任命
であるのか。

(答) 内閣総理大臣は、法律上、研究連絡会
会を同じくする登録道協会から指名される
推薦人の推薦に基づいて会頭を任命するこ
ととなり、この任命は、形式的任命
である。

F-15能力向上事業について

概要

- 航空自衛隊は、現在、F-15を201機を保有。現大綱・中期防において、F-15近代化機のうち、**単座機(約70機)について能力向上を実施すること**を決定
- 上記の能力向上においては、①電子防護能力に優れた**新たな電子戦装置**の搭載、②多数目標に同時対処するための**新たなレーダー**の搭載、③中距離空対空ミサイルの**搭載数増加**、④処理能力の高い**セントラル・コンピュータ**の搭載、⑤**スタンド・オフ・ミサイル**の運用能力の付加、といった改修を行う

(これまでの予算額等)

- ・ 令和元年度契約額
約322億円(三菱重工) (初度費:約289億円、機体改修経費:約33億円)
約212億円(FMS) (初度費:約137億円、機体改修経費:約75億円)
- ・ 令和2年度予算額
約34億円(三菱重工) (初度費)
約357億円(FMS) (初度費)
- ・ 令和3年度概算要求額
約2億円(三菱重工) (初度費)
約210億円(FMS) (初度費)



現在の状況

- これまでの米国防府との調整や細部検討を行う中で、部品枯渇対策等が必要になることが判明し、これらにより、**経費の増加や初号機改修期間の延長が発生**することが判明
 - こうした状況に鑑み、令和3年度予算編成に関する調整を行う一方で、経費の削減や改修期間の短縮に向け、**米政府や国内企業との交渉・調整を実施**してきたところ
- ⇒ 経費や改修期間に関し、現時点において状況は十分には改善していない

このため、まずは米国防府等との交渉を通じて経費の削減等をさらに追求し、その結果を踏まえ、事業の継続について検討する必要があるが、一定の時間を要するため、令和3年度要求については、一旦取り下げ

(2) 装備調達最適化

装備品の効果的・効率的な取得を一層推進するため、ライフサイクルを通じたプロジェクト管理の実効性及び柔軟性を高めるとともに、有償援助調達（以下「FMS調達」という。）における価格、納期等の管理の重要性が増していることを踏まえ、FMS調達の合理化に向けた取組等を推進する。

ライフサイクルを通じたプロジェクト管理の実効性・柔軟性の向上

- 宇宙関連事業に係るプロジェクト管理業務に対応するため、事業監理官（情報・武器・車両担当）に「宇宙事業管理班（仮称）」を新設するとともに、名称を「事業監理官（宇宙・地上装備担当）（仮称）」に変更（再掲）

FMS調達の合理化

- FMS調達の履行管理に係る体制強化
FMS調達の適切な管理に向けた履行管理体制の強化のため、輸入調達官付有償援助調達室に「履行管理・促進班（仮称）」を新設

装備品の維持整備の効率化

- PBL（Performance Based Logistics）の推進
PBLにより、従来、都度行っていた契約手続が不要になるとともに、需要予測、在庫管理を企業の裁量にゆだね、国際的なサプライチェーンの活用も選択肢として、迅速な部品供給・修理体制を実現
- ・ 陸自特別輸送ヘリコプター（EC-225LP）の修理等（57億円）（再掲）
- ・ 海自護衛艦ガスタービン機関の修理等（13億円）（再掲）
- ・ 海自固定翼哨戒機：防衛省提供資料「F-15能力向上事業について」より小西洋之事務所作成
- ・ 海自練習ヘリコプター：2021年4月12日 参議院決算委員会 立憲民主・社民 小西洋之



特別輸送ヘリコプター
(EC-225LP)



「ひゅうが」型護衛艦



固定翼哨戒機
(P-3C)



練習ヘリコプター
(TH-135)

昭和四七年一月五日 起案

昭和四七年一月七日 決裁

主査

早坂

長官



第一部長



参事官

参事官補



次長



総務主幹



集团的自衛権と憲法との関係について

参議院決算委員会（昭四七、九、一四）から提出要求があった

に標記の件について、別紙のとおりとりまとめたので、これを

同委員会に提出して頂くこと。

内閣法制局

安倍内閣の解釈変更は「憲法解釈文書の改ざん」である
～昭和47年政府見解（決裁文書）を曲解し9条解釈「基本的な論理」を捏造～

平成27年6月11日 横畠長官答弁

■外交防衛委員会 平成27年06月11日

○小西洋之君 ……四十七年見解を作ったときに今お認めになった限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんだと、作ったときにですね、そういう理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 法理といたしましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらないということでございます。

平成27年8月3日 横畠長官答弁

■参-我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 -6号 平成27年08月03日

○小西洋之君 ……基本的な論理ですね、七月一日の閣議決定。それが昭和四十七年政府見解にも書かれている。その基本的な論理について、この四名の頭の中にあつて、それが昭和四十七年政府見解の中に当時書き込まれたというふうな答弁をなさっているという理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 憲法第九条の下でもなぜ我が国として武力の行使ができるのかというその基本的な論理の部分は、まさにこの基本的論理、この四十七年見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたということであろうというお答えをしているわけでございます。

昭和47年9月14日 吉國長官答弁

■参-決算委員会 昭和47年09月14日

○説明員（吉國一郎君） 憲法ではわが国はいわば集団的自衛の権利の行使について、自己抑制をしていると申しますか、日本国の国内法として憲法第九条の規定が容認しているのは、個別的自衛権の発動としての自衛行動だけだということが私どもの考え方で、これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として、その法律論の由来は先ほど同じような答弁を何回も申し上げましたが、あのような説明で、わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるといのが自衛行動だという考え方で、その結果として、集団的自衛のための行動は憲法の認めるところではないという法律論として説明をしているつもりでございます。

○説明員（吉國一郎君）・・・日本は自衛のため必要な最小限度の措置をとることは許されている。その最小限度の措置と申しますのは、説明のしかたとしては、わが国が他国の武力に侵されて、国民がその武力に圧倒されて苦しまなければならないというところまで命じておるものではない。国が、国土が侵略された場合には国土を守るため、国土、国民を防衛するために必要な措置をとることまでは認められるのだという説明のしかたをしております。その意味で、いわばインディビジュアル・セルフディフェンスの作用しか認められてないという説明のしかたでございます。仰せのとおり、憲法第九条に自衛権があるとも、あるいは集団的自衛権がないとも書いてございませぬけれども、憲法第九条のよって来たるゆえんのところを考へまして、そういう説明をいたしますと、おのずからこの論理の帰結として、いわゆる集団的自衛の権利は行使できないということになるというのが私どもの考え方でございます。

○説明員（吉國一郎君）これは、憲法九条でなぜ日本が自衛権を認められているか、また、その自衛権を行使して自衛のために必要最小限度の行動をとることを許されているかということの説明として、これは前々から、私の三代前の佐藤長官時代から、佐藤、林、高辻と三代の長官時代ずうっと同じような説明をいたしておりますが、わが国の憲法九条で、まさに国際紛争解決の手段として武力を行使することを放棄をいたしております。しかし、その規定があるということは、国家の固有の権利としての自衛権を否定したものでないということ、これは先般五月十日なり五月十八日の本院の委員会においても、水口委員もお認めいただいた概念だと思ひます。その自衛権があるということから、さらに進んで自衛のため必要な行動をとれるかどうかということになりますが、憲法の前文においてもそうでございますし、また、憲法の第十三条の規定を見ましても、日本国が、この国土が他国に侵略をせられまして国民が非常な苦しみにおちいるということ、これを放置するところまで憲法が命じておるものではない。第十二条からいたしましても、生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利は立法、行政、司法その他の国政の上で最大の尊重を必要とすると書いてございませぬので、いよいよぎりぎりの最後のところでは、この国土がじゅうりんをせられて国民が苦しむ状態を容認するものではない。したがって、この国土が他国の武力によって侵されて国民が塗炭の苦しみにあえがなければならない。その直前の段階においては、自衛のため必要な行動はとれるんだというのが私どもの前々からの考え方でございます。その考え方から申しまして、憲法が容認するものは、その国土を守るための最小限度の行為だ。したがって、国土を守るというためには、集団的自衛の行動というふうなものは当然許しておるところではない。また、非常に緊密な関係にありましても、その他国が侵されている状態は、わが国の国民が苦しんでいるというところまではいかない。その非常に緊密な関係に、かりにある国があるといたしましても、その国の侵略が行なわれて、さらにわが国が侵されようという段階になって、侵略が発生いたしましたならば、やむを得ず自衛の行動をとることが、憲法の容認するぎりぎりのところだという説明をいたしておるわけでございます。そういう意味で、集団的自衛の固有の権利はございませぬ、これは憲法上行使することは許されぬということに相なると思ひます。

「昭和47年見解」作成の角田氏(元法制局長官)の証言



2015.8.28
週刊朝日

「日本が侵略されていないときにどうなる、なんて議論は当時なかった。

これを根拠に解釈改憲なんて夢にも思っていなかった。いやあ、よく掘り出したものだね。」

2017.9.20
東京新聞
一面

「外国に対する武力攻撃に対して日本が参加するなど、夢にも思っていなかった。」

出典: 週刊朝日及び東京新聞より小西洋之事務所作成 2021年4月12日 参議院決算委員会 立憲民主・社民 小西洋之

安保国会での「S47政府見解の読み替え」全否定陳述

濱田邦夫 元最高裁判所判事 2015/9/15

違憲です。**法匪**という、**あしき例**である
とても**法律専門家の検証に堪えられない**。

読みたい人がそう読んでいるというだけの話で、**裁判所に行つて通るか**という**と、それは通らない**。

宮崎礼壹 元内閣法制局長官 2015/6/22

いわば黒を白と言いくるめる類いと言うしかありません。
憲法九条に違反し、**速やかに撤回されるべき**。

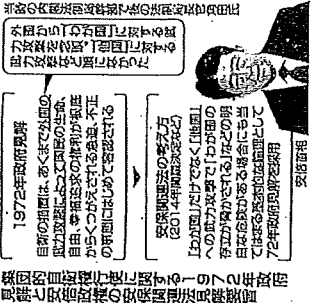
伊藤真 日弁連 憲法問題対策本部副本部長 2015/9/8

四十七年意見書の当時から**限定された集団的自衛権は認められていた**というようなことは、**あり得ません**。当時の**吉國長官答弁**及び**防衛庁政府見解**によって**完全に否定されている**

東京新聞

「集团的自衛権行使に否定的」

政権根拠の72年見解



元法制局長官 河野 洋一郎氏

河野洋一郎氏は、かつて外務省の国際法課長として、自衛隊の法的根拠をめぐって、72年見解を発表した。河野氏は、自衛隊の存在が、日本国憲法第9条の平和主義と相容れず、憲法違反であると主張した。河野氏は、自衛隊の存在が、日本国憲法第9条の平和主義と相容れず、憲法違反であると主張した。

河野氏は、自衛隊の存在が、日本国憲法第9条の平和主義と相容れず、憲法違反であると主張した。河野氏は、自衛隊の存在が、日本国憲法第9条の平和主義と相容れず、憲法違反であると主張した。

河野氏は、自衛隊の存在が、日本国憲法第9条の平和主義と相容れず、憲法違反であると主張した。河野氏は、自衛隊の存在が、日本国憲法第9条の平和主義と相容れず、憲法違反であると主張した。

河野氏は、自衛隊の存在が、日本国憲法第9条の平和主義と相容れず、憲法違反であると主張した。河野氏は、自衛隊の存在が、日本国憲法第9条の平和主義と相容れず、憲法違反であると主張した。

出典：朝日新聞及び東京新聞より小西洋之事務所作成
2021年4月12日 参議院決算委員会 立憲民主・社民 小西洋之

自衛権要件にわが国への侵害

18 防衛庁資料も明記

自衛権の行使には、わが国への侵害が必要である。防衛庁資料にも明記されている。自衛権の行使には、わが国への侵害が必要である。防衛庁資料にも明記されている。

自衛権の行使には、わが国への侵害が必要である。防衛庁資料にも明記されている。自衛権の行使には、わが国への侵害が必要である。防衛庁資料にも明記されている。

自衛権の行使には、わが国への侵害が必要である。防衛庁資料にも明記されている。自衛権の行使には、わが国への侵害が必要である。防衛庁資料にも明記されている。

朝日新聞

2016年(平成28年)
9月19日
月曜日
敬老の日

社説

Editorials

安保法1年

また「違憲」のままだ

1年が過ぎ、安保法は「違憲」として、憲法違反であると主張されている。安保法は「違憲」として、憲法違反であると主張されている。

また「違憲」のままだ。安保法は「違憲」として、憲法違反であると主張されている。安保法は「違憲」として、憲法違反であると主張されている。

安保法は「違憲」として、憲法違反であると主張されている。安保法は「違憲」として、憲法違反であると主張されている。